株式会社エネルギア・ソリューション・アンド・サービス 取締役社長 岡田 誠之 殿

$\mp 700-0026$

岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

HP: https://okayama-con.net/

申 入 書

1. はじめに

当法人は、貴社に対し、2024年11月15日付「質問書」を送付しており、これに対し、貴社より、2024年12月12日付「回答書」にて、ご回答いただきました。ご回答ありがとうございました。

貴社からのご回答につき、当法人において検討しましたが、以下のとおり、改善が必要と考える箇所がございます。

つきましては、ご多忙中恐縮ではございますが、以下の点についての貴社のご見解に つき、文書にてご回答いただければ幸いです。なお、回答の有無及び回答内容は公表す ることがあることを予め申し添えます。

2. 中途解約時の精算条項・規定損害金について

(1) 貴社の回答

貴社は、貴社の電化住宅設備リース制度「あっと!電化パック」(以下「本リース契約」といいます。)において、精算条項が定められていない理由につき、一旦リース契約に供された機器は、何年リース機器として使用されていたかにかかわらず、引取り後には、一律、廃棄処分されていることから、対象機器については残存価値が存在しないとして、精算条項を規定していない旨回答されています。

(2) 一律に残存価値がないとは考え難いこと

給湯器等の設備は高価なものであり、高価であるからこそ、貴社は、一括で購入できない消費者に向けて、リース制度を提供していると考えます。貴社のホームページにおいても、本リース契約の紹介ページにおいて、「まとまった購入費用不要!」と記載し宣伝しています。

そのため、使用された期間にかかわらず一律に残存価値が存在しないとすることは

不合理です。例えば、リース機器が1か月使用されたからといって、無価値になるは ずはありません。

また、メルカリや楽天市場等において、中古の給湯器等が販売されていることが見 受けられます。中古市場がないとは考えられません。

(3) 同業他社の例について

ア 東京ガスリース株式会社

東京ガスリース株式会社の提供する「まるっと安心リース」においては、消費者が中途解約する際、消費者は「解約精算金」を支払ったうえで、①リース物件を消費者へ無償譲渡するか、②東京ガスリース株式会社に返還することとされています。ここで、「解約精算金」については、リース物件を消費者が取得する場合と東京ガスリース株式会社に返還する場合で異なっています。

- ①リース物件を消費者が取得する場合の解約精算金は、リース契約が4年を経過していない場合は、契約リース期間に応じて、残存リース料に0.8~0.9を掛けた金額となり、リース契約が4年を経過している場合は、残存リース料全額となっています。
- ②リース物件を東京ガスリース株式会社に返還する場合は、修理サービスありの場合、残存リース料に0.8を掛けた金額、修理サービスなしの場合、残存リース料に0.85を掛けた金額となっています。

イ 大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社の提供する「らく得リース」においては、消費者が中途解約する際、消費者は、①解約精算金を支払って機器を返還するか、②売買代金を支払いのうえ買い取るか、を選ぶことができるとされています。

ここで、①消費者が機器を返還する際の解約精算金は残リース料金に0.65~0.8を掛けた金額(契約リース期間によって0.65~0.8の幅がある)となり、②消費者が買い取る場合の売買代金は、残リース料金(未経過の保守サービス分は除く)と月額リース料金の6か月分とされています。

(4)消費者契約法9条違反について

貴社は、消費者が本リース契約を中途解約した場合、消費者は、対象機器を返還したうえ、処理手数料及び規定損害金を支払うこととしており、規定損害金には、残リース料相当額が含まれています。この点は、消費者契約法9条1号に反すると考えています。

リース料の内訳について、貴社は開示できないとのご回答でしたが、リース料のなかには、対象機器の購入代金相当額が含まれると考えられます。この場合、消費者は、対象機器の代金相当額を全額支払ったうえに、対象機器を返還しなければならず、大きな不利益を被ることになります。

このことは、同業他社において、中途解約の際にリース機器の返還する場合に、消

費者が残リース額の全額を支払わない例があることからも強く推認されます。

また、リース料のなかには、修理等の保守管理サービスの対価部分が含まれていると推測されますが、中途解約以後は、貴社は、同サービスを提供する義務から免れるため、その部分の全額が損害として発生しているとは考えられません。

したがって、貴社が、本リース契約を消費者が中途解約した際に、対象機器を返還したうえ、残リース料相当額全額を規定損害金として支払うことを定めた条項は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害の額」を超えるものであり、これに違反するものと考えます。

3. 違約金について

(1) 貴社の回答

貴社は、違約金を定める趣旨として、貴社はリース物件を他社(以下「所有者」といいます。)から賃借しているところ、①所有者に、リース機器を返還できない場合に、貴社が所有者に違約金を支払う必要が生じるため、その場合の費用に充てるためである旨、及び②約定どおり機器が返還された場合には違約金を請求しない旨を回答されています。

(2) 約定どおり機器が返還された場合に請求しない旨の条項がないこと

また、約定どおり機器が返還された場合には違約金を請求しない旨回答されていますが、約款12条4項には、「お客さまは、当社に対し、第14条第4項に定める手数料及および第16条に定める規定損害金をいずれも支払う場合に限り、リース契約を契約期間中に解約することができます」と定められており、同16条において、規定損害金に違約金が含まれる旨の定めがなされています。

この規定によると、約定どおりに機器が返還された場合であっても違約金が発生するように読めるため、実際に、消費者が約定どおりに機器を返還したにもかかわらず 違約金を請求された場合、不当な請求であるにもかかわらず、約款に書かれているからといって、請求に応じてしまう可能性が高いと考えます。

したがって、違約金を定める趣旨が消費者契約法10条に反するか否かにかかわらず、約定どおり機器が返還された場合には違約金を請求しない旨を約款上明確にすべきと考えます。

以上